平成２８年（フ）第２４２号
静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川3405番地の５
債務者　株式会社ダブルエル（旧商号株式会社ウッディライフ明善）
代表者代表取締役　金原　利幸
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　康智
４　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後３時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
愛知県一宮市萩原町中島2497番地
債務者　有限会社ユーディック
代表者代表取締役　魚住　弘一
１　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
４　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前11時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６７号
静岡県焼津市下江留1310番地の１
債務者　株式会社高橋工務店
代表者代表取締役　高橋八十治
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　友朗
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５号
栃木県足利市田中町827番地　丸菱ビル２Ｆ
債務者　株式会社ピース
代表者代表取締役　須永　浩基
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富岡　規雄
４　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第３６号
栃木県足利市田中町827番地　丸菱ビル２Ｆ
債務者　株式会社ＭＡＲＵＢＩＳＨＩ不動産
代表者代表取締役　須永　浩基
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富岡　規雄
４　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２０４号
兵庫県加古川市加古川町西河原36番地の９
債務者　中部クレーン工業株式会社
代表者代表取締役　関原与志人
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　直樹
４　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２１３号
横浜市瀬谷区宮沢３丁目21番地10
債務者　Ｌｉｆｅ　Ｓｔｙｌｅ株式会社
代表者代表取締役　福家　昇二
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　創吉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後１時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９９号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番２号　リベラル上福岡101、商業登記簿上の本店所在地札幌市豊平区豊平三条２丁目１番地
債務者　株式会社デザイン工房
代表者代表取締役　齋藤　英人
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午後３時20分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７２号
秋田市濁川字三升作１番地23
債務者　合同会社隣組
代表者代表社員　佐々木　亨
１　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前10時
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３６２号
東京都中央区東日本橋２丁目８番４号
債務者　株式会社ワイツウ
代表者代表取締役　西村　慶次
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　粟田口太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１号
福井県小浜市生守第13号10番地の５
債務者　株式会社和屋
代表者代表取締役　和久田　博
１　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午後２時
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第６３号
松江市薦津町875番地
債務者　株式会社松江カントリー倶楽部
代表者代表取締役　長谷川渥子
１　決定年月日時　平成28年６月30日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吾郷　計宜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月11日午後３時
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1907番地２　スイートコテージⅡＢ棟202号室、旧住所群馬県みどり市笠懸町阿左美3694番地２
債務者　亀井　政行
１　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午後２時
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３４０号
北九州市八幡東区枝光本町７番７－701号
債務者　新岩　雅子
１　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　　洋
４　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市水江114番地12
債務者　井原　弘子
１　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
４　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係